

平成30年2月15日

平成30年2月4日から大雪による災害にかかる災害救助法の適用について

e-Net 少額短期保険株式会社

平成30年2月4日から大雪により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下のとおり「災害救助法適用時の特別措置」を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続きおよび保険料のお支払いを、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口または弊社代理店までお申し出ください。

お問い合わせ先：0120-089-998（ガイダンス3）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
福井県 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市 吉田郡永平寺町 丹生郡越前町	平成30年2月6日
福井県越前市	平成30年2月13日

以上